



低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

申請要領

一戸建て住宅編 (申請提出図書一覧)

ハウスプラス住宅保証株式会社

低炭素建築物認定の全体の手続きフロー、認定基準

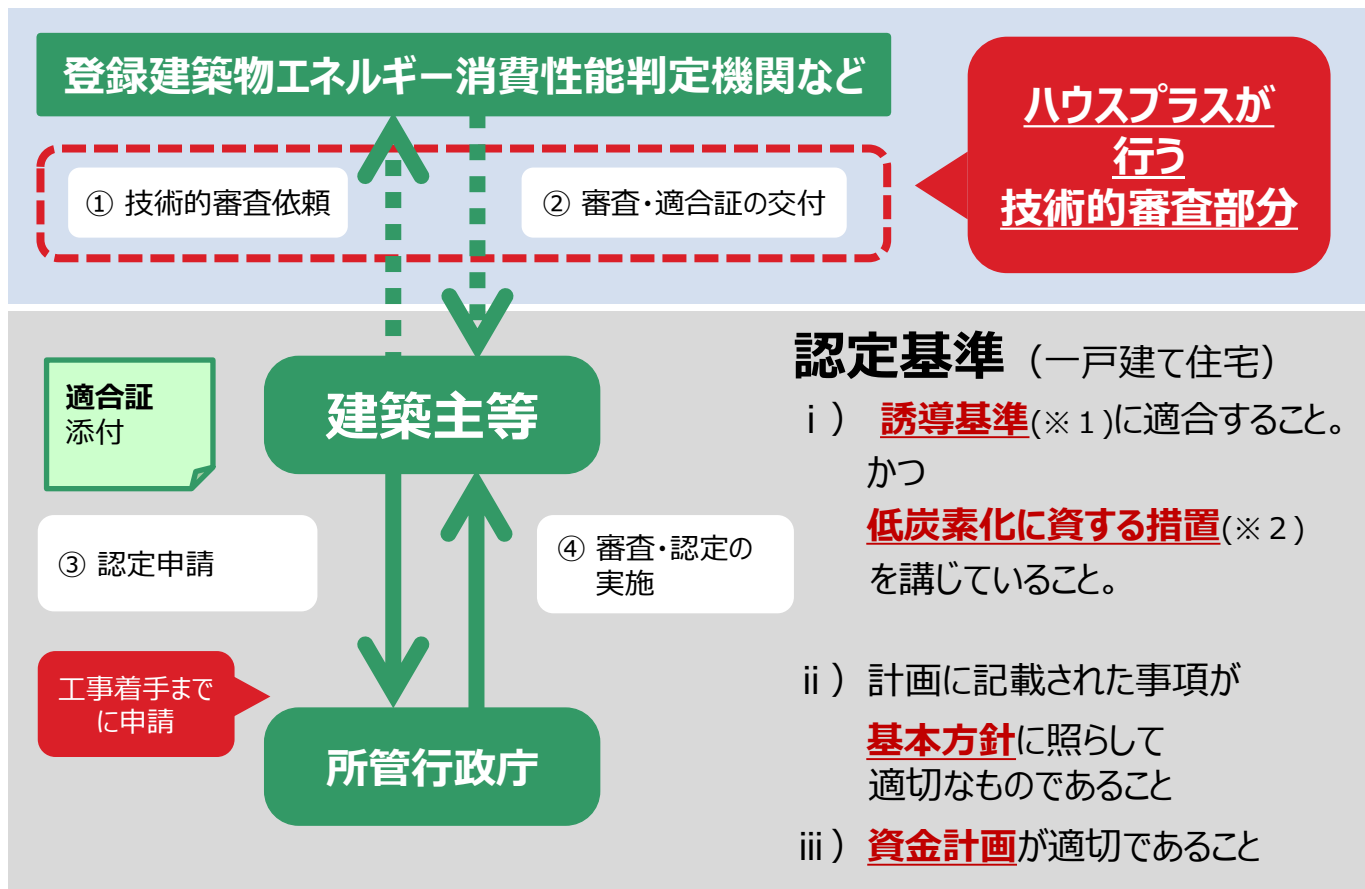
低炭素建築物認定の全体の手続きフローと認定基準を以下に示しています。

(制度上、所管行政庁への直接申請も可能です。ただし、その場合の詳しい取扱いは、直接、所管行政庁にご確認ください。)

ハウスプラスは、全体の手続きフローにおける認定申請前の技術的審査を行います。

技術的審査により、認定基準(所管行政庁によって技術的審査の活用範囲が異なります。)に適合している場合は、適合証を交付いたします。

建築主等は、工事着手までに所管行政庁へ適合証を添付し低炭素建築物認定申請を行う必要があります。



(※1) : エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準

(※2) : 再生可能エネルギー利用設備 及び その他低炭素化に資する設備を設置し、かつ 一戸建て住宅の場合は、省エネルギー量と創エネルギー量の合計が基準一次エネルギー消費量の50%以上であること。

認定対象は **市街化区域等内** の建築物に限定されます。(必ず確認ください)

低炭素建築物新築等計画認定については、

市街化区域 または **区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域等**であることが前提条件となっております。

一般的には、用途地域関係になりますので、市町村役場の都市計画課等で、あらかじめご確認のうえ、認定の申請ならびに技術的審査の依頼をお願いします。

技術的審査の活用範囲の確認方法（必ず確認ください）

技術的審査の活用範囲については、所管行政庁により異なります。
 一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下、「評価協会」という。）の「所管行政庁の検索」ページで、必ずご確認の上、適正な活用範囲でお申込みをお願いいたします。

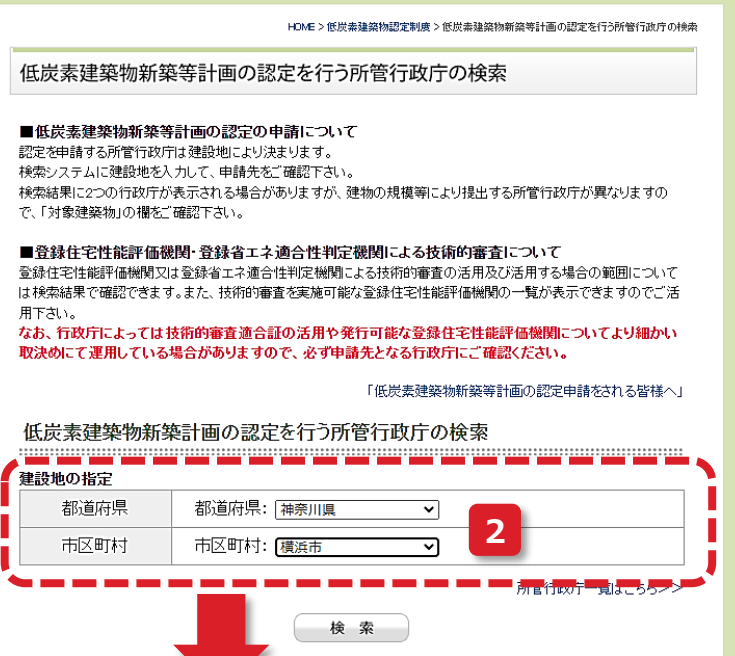
一般社団法人住宅性能評価・表示協会
<http://www.hyokakyoukai.or.jp/>



1
 評価協会の低炭素建築物認定における
 “所管行政庁の検索”をクリック

2
 建設地の
 都道府県、市区町村で検索を行う

3
 検索下部に活用範囲を示した情報が
 表示されますので、ご確認ください。



※1 一戸建ての住宅 ※2 共同住宅等 ※3 非住宅建築物 ※4 複合建築物 ※5 住宅部分 ※6 非住宅部分

| 区分 | 一般特定行政庁 | |
|--|---|--------------|
| | 横浜市 建築局建築企画課 045-671-4526 k-c-teitanso@city.yokohama.jp 低炭素建築物関連HPへ | 全ての建築物 |
| 行政庁名 (低炭素建築物関連HP) | | |
| 対象建築物 | | |
| 認定の対象 | 建築物全体 | 複合建築物の部 分 |
| 認定対象 | ※1 ※2 ※3 ※4 | ※5 ※6 |
| 登録住宅性能評価 機関・登録建築物エネルギー消費 性能判定機関による技術的 審査の活用範囲 | 外皮性能 | ● ● ● ● ● ● |
| | 法第54条第1項 第1号の基準 | ● ● ● ● ● ● |
| 登録住宅性能評価 機関・登録建築物エネルギー消費 性能判定機関による技術的 審査の活用範囲 | 一次エネルギー消 費量 | ● ● ● ● ● ● |
| | 法第54条第1項 第1号の基準以 下の基準 | ● ● ● ● ● ● |
| その他措置 | ● ● ● ● ● ● | ● ● ● ● ● ● |
| 基本的な方針 | ● ● ● ● ● ● | ● ● ● ● ● ● |
| 計画 | ● ● ● ● ● ● | ● ● ● ● ● ● |

技術的審査(住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶
 技術的審査(非住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶

備考

ポータル申請方法・審査フローについて

※ 店舗等併用住宅の住戸については、申請上、一戸建ての住宅ではありません。

☑ ポータル申請は、以下のフローにより評価が行われます。

☑ **適合証は郵送にてお送りいたします。**

申請受付～確認書発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

申請者様

ハウスプラス

申請に必要な図書は、次ページ以降の申請提出図書一覧をご覧ください

ご注意ください

ポータルサイトの詳しい利用方法については別途マニュアルをご参照ください
ポータルサイトの新規利用は別途お申込みが必要です

提出図書準備

アップロード

ステータス「申請中」

- 必要情報の入力
- 必要図書のアップロード

申請ボタンを押す



申請受付

アップロード

引受承諾書

審査開始

なし

郵送

請求書

請求書については、郵送させていただきます。ご了承ください

質疑事項

あり

質疑書アップロード

アップロード

質疑書

質疑対応

質疑事項

あり

アップロード

訂正書類 回答書

訂正アップロード

質疑事項

なし

審査完了

ダウンロード

ステータスが「適合証交付済」になりましたらアップロードされているPDF紙面に【審査済】のスタンプが押されます
審査済の副本として、必要に応じて、ダウンロードをお願いします

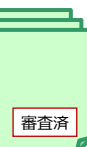
ステータス「審査済」

確認書においては、原則、入金確認後、発行されます。ご了承ください。

適合証発行

郵送

適合証



紙申請方法・審査フローについて

※ 店舗等併用住宅の住戸については、申請上、一戸建ての住宅ではありません。

☑ 紙申請は、以下のフローにより評価が行われます。

申請受付～確認書発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

申請者様

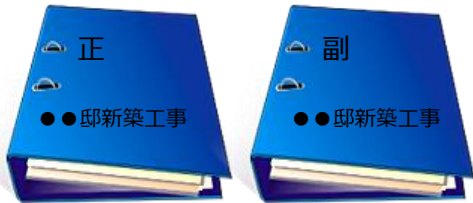
ハウスプラス

申請に必要な図書は、次ページ以降の申請提出図書一覧をご覧ください

申請図書準備

郵送

図書受領



図書はファイルに綴じ、
正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には「建築物
の名称」と
「正本・副本の別」をご記入ください。



郵送

申請受付

受付票

請求書

請求書については、
受付票とは
別に発送されます
ご了承ください

《申請図書送付先》

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
ニューピア竹芝ノースタワー18階
ハウスプラス住宅保証株式会社
「低炭素建築物技術的審査サービス」宛て
TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

審査開始

なし

質疑事項

あり

質疑書送付

あり

質疑事項

なし

審査完了

場合によってはメールにて
送付される場合があります

FAX

質疑対応

質疑書

訂正送付

訂正書類

回答書

郵送

正副2部
郵送で送付ください



確認書



郵送

確認書発行

確認書と
申請提出図書副本
を送付いたします

確認書においては、
入金確認後、発送されます。
ご了承ください。

必要な評価用提出図書

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、下表に定める「**必須**」図書となります。
また、申請の対象とする範囲で添付する必要のある図書として別表1、別表2及び別表3に挙げられる図書が必要となります。
これらの別表の図書の種類に掲げる図書に記載すべき事項を、全て他の図書に明示した場合や、評価手法などに応じ添付することが不要と判断される図書は、申請に添付する必要はありません。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 サービス申込書を除き、**正副2部の提出**が必要となります。

必須

| 図書の種類 | 記載する内容及び注意点 |
|-----------------------------|---|
| 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 サービス申込書 | (※ポータル申請の場合、PDFでの提出不要) |
| 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書 | 一つの申請において、依頼者が複数の場合は、(別紙)によりご申告ください ※ 委任状については、依頼書の代理者欄に記載がある場合、提出は不要です。適宜ご利用ください。 |
| 低炭素建築物新築等計画認定申請書 | 第一面・第三面・第六面：必須 (※ポータル申請の場合、PDFでの提出不要) |
| 設計内容説明書 | 躯体の外皮性能等、一次エネルギー消費量、基本方針、資金計画の概要 |
| 申請添付図書 | 別表1、別表2、別表3に掲げる図書 |
| 外皮性能計算書 | UA値、ηAC値、ηAH値の計算書 ※ 入力根拠内容計算書を含む |
| 一次エネルギー消費量計算結果(住宅) | 住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムによる計算結果 ※ 入力根拠内容計算書を含む |
| その他必要な書類 | その他技術的審査に必要な書類 |

技術的審査依頼書 申請の対象とする範囲 で添付する必要のある図書が変わります

ハウスプラス住宅保証では、非住宅の審査をお引き受けできません。
非住宅を含む複合建築物の場合は、住宅部分(住戸の合計)でのお引き受けが可能です。

| 申請の対象とする範囲 | 別表1 | 別表2 | 別表3 | 備考 |
|-----------------|-----|-----|-------|--------|
| 建築物全体(一戸建ての住宅) | ◎ | ◎ | — | 適合証：1枚 |
| 建築物全体(共同住宅等) ※1 | ◎ | ◎ | ◎ 共用部 | 適合証：1枚 |
| 複合建築物の住宅部分 | ◎ | ◎ | — | 適合証：1枚 |

※1 建築物全体(共同住宅等)に係るお申込みの場合は、全住戸の外皮性能計算書、一次エネルギー消費量計算結果(住宅)並びに、別表1・別表2・別表3が必要となります。

技術的審査用提出図書（別表1・別表2）

別表1

建築物の構造等に関する書類

| 図書の種類 | 記載する内容及び注意点 |
|--------------|--|
| 付近見取り図 | ・方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別 ・空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「低炭素化設備」という。）の位置 |
| 仕様書（仕上げ表を含む） | ・部材の種別及び寸法 ・低炭素化設備の種別及び内容 |
| 各階平面図 | ・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・低炭素化設備の位置 ・低炭素化措置 |
| 床面積求積図 | ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| 用途別床面積表 | ・用途別の床面積 |
| 立面図 | ・縮尺 ・外壁及び開口部の位置 ・低炭素化設備の位置 ・低炭素化措置 |
| 断面図又は矩計図 | ・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びひさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 |
| 各部詳細図 | ・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法 |
| 各種計算書 | ・建築物のエネルギーの使用の効率性その他の計算を要する場合における当該計算の内容（・共同住宅の住棟の申込みの場合：算定用入力シート（建築物用）等） |

別表2

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（住宅）

| 図書の種類 | 記載すべき事項 | |
|-------|---------------------|--|
| 機器表 | 空気調和設備 | ・熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | ・給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数 |
| | 照明設備 | ・照明設備の種別、仕様及び数 |
| | 給湯設備 | ・給湯器の種別、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 ・節湯器具の種別及び数 |
| | 上記設備以外の低炭素化に資する建築設備 | ・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数（太陽光発電、コジェネレーション設備など） |

技術的審査用提出図書（別表3）

別表3

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅の共用部）

| 図書の種類 | 記載すべき事項 | |
|-------|---------------------|--|
| 機器表 | 空気調和設備 | ・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種別、仕様及び数 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | ・給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数 |
| | 照明設備 | ・照明設備の種別、仕様及び数 |
| | 給湯設備 | ・給湯器の種別、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 ・節湯器具の種別及び数 |
| | 上記設備以外の低炭素化に資する建築設備 | ・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様及び数 |
| 仕様書 | 昇降機 | ・昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法 |
| 系統図 | 空気調和設備 | ・空気調和設備の位置及び連結先 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | ・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先 |
| | 給湯設備 | ・給湯設備の位置及び連結先 |
| | 上記設備以外の低炭素化に資する建築設備 | ・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先 |
| 各階平面図 | 空気調和設備 | ・縮尺 ・空気調和設備の有効範囲 ・熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の位置 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | ・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置 |
| | 照明設備 | ・縮尺 ・照明設備の位置 |
| | 給湯設備 | ・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置 |
| | 昇降機 | ・縮尺 ・位置 |
| | 上記設備以外の低炭素化に資する建築設備 | ・位置 ・縮尺 |
| 制御図 | 空気調和設備 | ・空気調和設備の制御方法 |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | ・空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法 |
| | 照明設備 | ・照明設備の制御方法 |
| | 給湯設備 | ・給湯設備の制御方法 |
| | 上記設備以外の低炭素化に資する建築設備 | ・建築設備の制御方法 |

他サービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書①

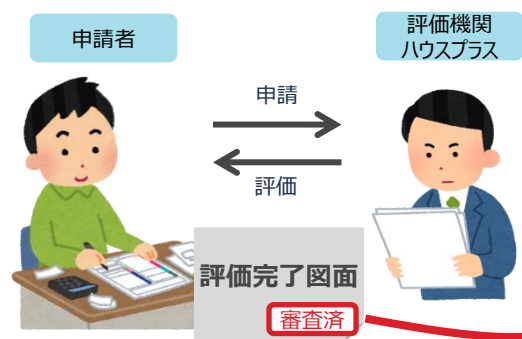
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、ハウスプラスにお申込みいただいているサービスが他であり、以下の表に該当するサービスおよび条件に該当する場合、評価の活用にてお申込みが可能です。

評価の活用を行う場合は、必ず、“低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書”により、ご申告をお願いいたします。

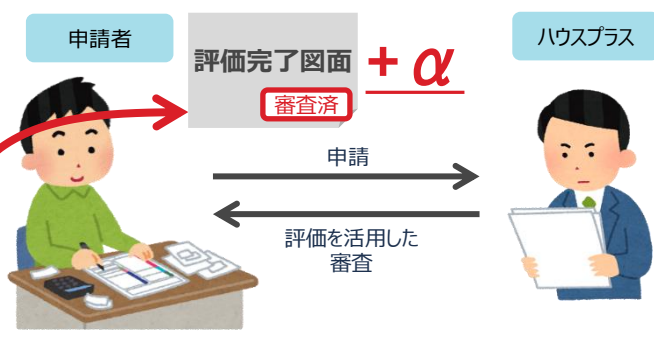
また、原則、“評価の活用”については、活用するサービス元が評価完了となり、ハウスプラスによる審査済印が押された各種技術的審査用提出図書を改めて提出していただく必要があります。ご了承ください。

評価の活用を行う場合、評価活用が可能なサービスと条件を下記に示します。

他のサービスの評価



低炭素建築物認定に係る技術的審査



| 他のサービスの種類 | 評価活用できることの可否 ※ | |
|----------------------------------|----------------|--|
| | 外皮基準の活用 | 外皮基準 + 一次エネの活用 |
| 住宅性能評価 (5-1 等級5を取得) | ○ | 令和4年改正基準省令で外皮性能計算し、誘導基準に適合するもの — 該当しない |
| 住宅性能評価 (5-1 等級5 & 5-2 等級6の取得) | — | 令和4年改正基準省令で、外皮計算および一次エネ計算し、5-1 等級5および5-2 等級6を取得したもの (共同住宅等の場合は、誘導仕様基準に適合する場合も可) |
| 長期使用構造等確認 [新築] | ○ | 令和4年10月1日以降に長期使用構造等確認申請をしたもの (共同住宅等の場合は、誘導仕様基準に適合する場合も可) |
| 性能向上計画認定に係る技術的審査 | ○ | 令和4年改正基準省令で外皮性能計算し、誘導基準に適合するもの (共同住宅等の場合は、誘導仕様基準に適合する場合も可) |
| 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価業務 | ○ | 令和4年改正基準省令で外皮性能計算し、誘導基準に適合するもの ★★★★★ (星5) 以上に該当し、外皮性能が誘導基準に適合するもの |

※低炭素建築物の認定制度に係る認定基準に適合している場合に限りです。

※共同住宅等の場合は、別途ご相談ください。

他のサービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書は以下の通りとさせていただきます。
原則、通常評価における提出図書と変わりません、活用元の審査済印が押されているものを必ず提出していただくことになります。

必須

| 図書の種類 | 他のサービスの評価を活用する基準 | |
|--|--|--|
| | 外皮基準 | 外皮基準 + 一次エネ |
| 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書 | 必須 (※ポータル申請の場合、PDFでの提出不要) | |
| 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書 | 必須 | |
| 認定申請書 | 必須 (※ポータル申請の場合、PDFでの提出不要) | |
| 設計内容説明書 | 必須 低炭素建築物認定における設計内容説明書 (評価活用元の設計内容説明書は添付不要です) | |
| 申請添付図書 評価活用元の申請添付図書一式 (審査済印あり) + 別表 1、別表 2、別表 3 に掲げる図書の不足分 | 必須 評価活用元の申請添付図書 (審査済印あり) + 一次エネルギー消費量審査に必要な図面・カタログ等 ⇒ 設備の位置や種別、仕様数、制御方法など | 必須 評価活用元の申請添付図書 (審査済印あり) |
| 外皮性能計算書 | 必須 外皮性能計算書の結果部分 (審査済印あり) ※ 建築物エネルギー消費性能誘導基準[R4年10月以降]に適合するものに限る | |
| 一次エネルギー消費量計算結果 (住宅) 建築物エネルギー消費性能誘導基準[R4年10月以降] 平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラムから計算されたものに限る | 必須 | 必須 + 評価活用元の一次エネ消費量計算書一式 (審査済印あり) |
| その他必要な書類 | 適宜 | 適宜 |

※ご注意ください
審査上、評価活用元の申請添付図書に追記を行う場合、かならず審査済印を受けた最終図面データに追記・修正した図面を添付してください。
この場合、必ず、追記・修正箇所の部分がわかるようにしてください。
わかるように表現されている以外の審査済図書との不整合部分は原則、審査対象外とさせていただきます。

原則、図書省略とせず、他のサービスで評価を受けた図面 (審査済印が押されたものに限る) を添付していただきます。

技術的審査用提出図書 (参考資料)

ご確認ください

**ご留意いただきたい部分を補足しています
お手数ですが申請前に
必ずご確認をお願いいたします**

ハウスプラスに低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をお申込みする際に、「サービス申込書」は必須としております。申請書には、実質のご担当者の連絡先を記載する部分がありませんので、こちらで申込みのご担当の方や技術的審査に係る技術的な質疑を送付させていただき、ならびに請求書の送付先や宛名を記載していただいています。

必須

| 低炭素 | 新築 |
|---|--|
| 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 サービス申込書 | |
| 申込日(西暦) 20 年 月 日 | |
| <p>●この申込書は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書【別記様式1号】によるハウスプラス住宅保証株式会社への低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービスのお申し込みに対し、弊社が審査業務を行うにあたり必要な情報をご記載頂く為の書類です。</p> <p>●申請者はこの申込書に記載される各業務担当者が業務を実施することを了承しているものとします。</p> | |
| ● 申込の種類及び申請建築物の概要など ※空欄に記入し、あてはまる項目の□にチェックを入れて下さい。 | |
| 申請の種類 | <input type="checkbox"/> 技術的審査適合証 発行 <input type="checkbox"/> 変更 技術的審査適合証 発行 <input type="checkbox"/> 再発行 |
| 他サービス | ハウスプラス すまい保険 <input type="checkbox"/> ハウスプラスへの住宅金融支援機構適合証明 <input type="checkbox"/> ハウスプラス 設計住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 申込みあり(予定を考慮) <input type="checkbox"/> 申込みあり(予定を考慮) <input type="checkbox"/> 申込みあり(尚論申請あり、予定は考慮しない) <input type="checkbox"/> 申込みなし <input type="checkbox"/> 申込みなし <input type="checkbox"/> 申込みなし (<input type="checkbox"/> 予定あり) |
| 建築物の名称 | 受付番号(変更または再発行の場合): |
| 建築物の概要 | 延べ床面積 <input type="text"/> m ² 階数 地上 階 地下 階 全住戸数 <input type="text"/> (※一戸建ての住宅の場合は記入不要です) 構造 <input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>) |
| 建築物の用途 申請の別 | 建築物の用途 <input type="checkbox"/> 申請の別 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 住宅部分 評価対象住戸数・住宅番号は一括依頼整理表による |
| 建築物 の工事種別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修 |
| 着工予定日 | (西暦) 20 年 月 日 予定 |
| ※ 認定対象建築物の確認(建築地の要件) | |
| 以下に該当することを確認し、チェックを入れてください。 | |
| <input type="checkbox"/> 市街化区域等内の建築物が低炭素建築物の認定対象である旨を理解している <input type="checkbox"/> 技術的審査を依頼する建築物の所在地が市街化区域等内である | |
| ● 申込担当者・その他連絡先の記入をお願いします | |
| 申込担当者 | <input type="checkbox"/> 依頼者と同じ <input type="checkbox"/> 当社業務約款に基づく【引継ぎ連絡書】を申込担当者さまへ送付いたします |
| 会社名 | フリガナ |
| 所属・役職 | 氏名 |
| 住所 〒 | TEL |
| | FAX |
| | E-mail |
| 設計担当者 | <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 申請書の技術的審査の内容について、直接ご担当となる方をご記入ください こちらの記入されている方に審査に関する質疑を送付いたします |
| 会社名 | フリガナ |
| 所属・役職 | 氏名 |
| 住所 〒 | TEL |
| | FAX |
| | E-mail |
| その他連絡先 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 上記設計担当者ではなく、審査に関する問合せに関して対応する窓口となる方が いる場合は、必ず、記入ください |
| 会社名 | フリガナ |
| 所属・役職 | 氏名 |
| 住所 〒 | TEL |
| | FAX |
| | E-mail |
| ハウスプラス認定 サポートセンター | ※ご利用の場合のみ記入(戸建) |
| 適合証等の送付先 | 内容確認後に申請者が受領しますので下記宛にお送りください <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 設計担当者と同じ <input type="checkbox"/> その他連絡先 |
| 請求書の送付先 | <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 設計担当者と同じ <input type="checkbox"/> 別紙参照 |
| 請求書の宛名 | <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 設計担当者と同じ <input type="checkbox"/> 別紙参照 |
| 請求書の送付先や宛名が当該申込書の申込担当者又は設計担当者とは異なる場合は、「別紙」を添付の上、申込みをお願いします | |

低炭素建築物認定に
おける
お申込みのサービス
を選択してください

ハウスプラス住宅保証で
お引き受けできるのは、
住宅部分のみとなり、
非住宅の
技術的審査は、
お引き受けできません

※
店舗併用住宅(複合
建築物)の場合は、住
宅部分として申請が可
能です。

(別紙)

| | |
|---------|--|
| 請求書の送付先 | ※ 申込担当者又は 設計担当者とは 異なる場合は明記 会社名 <input type="text"/> フリガナ 所属・役職 <input type="text"/> 氏名 住所 〒 <input type="text"/> TEL FAX E-mail |
| 請求書の宛名 | ※ 請求書送付先と 異なる場合は明記 会社名 <input type="text"/> フリガナ 所属・役職 <input type="text"/> 氏名 |

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書①

ハウスプラスに低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をお申込みする際に、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書」は、必須としております。

押印書類となっております。正本には原本を、副本には原本のコピーを添付してください。

必須

別記様式1号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

依頼日の記入漏れに注意ください

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に定める認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- 法第54条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
 - 一次エネルギー消費量に関する基準
 - その他の基準
- 法第54条第1項第2号関係(基本方針)
- 法第54条第1項第3号関係(資金計画)

(必須)
本申請要領の2ページ
技術的審査の活用範囲の確認方法により必ず確認の上、お申込み下さい。

【建築物の位置】
【建築物の名称】
【市街化区域等】

- 市街化区域
- 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められていない土地の区域

【建築物の用途】 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物

【建築物の工事種別】 新築 増築 改築 修繕又は模様替

空調調和設備等の設置 空調調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】 建築物全体

複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分

一戸建ての住宅の場合は、「建築物全体」を選択してください。

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】 年 月 日

| | |
|-------------|-------------|
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 依頼受理者氏名 | |

認定申請予定日（所管行政庁への申請）は、少なくとも技術的審査の依頼日より以降の日付とし、技術的審査の審査期間を見込んだ日としてください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>
省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
※別紙(注意)書さも低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の一部となります。ご確認の

HP住-332-4 (Ver.20221001) Copyright 2012-2

依頼者が複数となる場合は、別紙を用いてお申込みください。
複数ではない場合は、添付不要となります。



(別紙)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(依頼者複数の場合)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称